

## 農地法第4条・第5条届出に係る提出書類

- (1) 当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）＊法務局備付のもの
- (2) 当該地の公図 ＊法務局備付のもの
- (3) 当該地の位置図（付近見取図）
- (4) 転用計画図（立面・平面図など）
- (5) 当該地の現況写真
- (6) 届け出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき農地法第18条第1項の許可があったことを証する書面
- (7) 当該地及び申請者の現住所と登記簿の住所が異なる場合は、住所の沿革を証する書面
- (8) 通行承諾書（袋地の場合）
- (9) 開発行為の許可書の写しまたは開発許可要否判定願出書の写し（500㎡以上の場合） **\*第5条のみ**
- (10) 委任状（代理人による申請の場合）

※上記以外に、個々に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。

### 手続きの際の提出書類について

- ・公的機関等が発行する証明書類については、発行日から3箇月以内のものをお願いします。
- ・添付書類の原本還付を希望される方は、原本と写し（コピー）を一緒にお持ちください。
- ・提出部数は、1部です。